

感染症の影響による人手不足への緊急的な対応として、北海道短期おしごと情報サイトを開設し、一次産業や流通業など人手不足にある企業等と、一時帰休などの状況にあつて短期的に働きたい希望を持つ方々などを繋げるにより、生産維持・事業継続をサポートします。

**人材不足**の企業の皆様 **社会貢献・副業**したい皆様 **雇用維持**したい企業の皆様

# 北海道短期おしごと情報サイト をご活用ください

## 【活用方法】

北海道庁  
「短期おしごと情報サイト」  
<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/oshigoto.htm>



### ① 求人情報登録

オンラインフォームで  
簡単登録（約5分）

求人情報一覧  
サイトからDL可

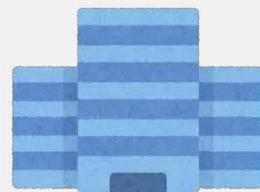
### ② サイト閲覧

リストから条件に合う出向先を  
自由に選択可能

**人材不足の企業等**  
農業、食品加工業、運送等

③ 連絡・調整・就労  
短期バイト、出向契約等

**社会貢献・副業したい方  
雇用維持したい企業等**  
宿泊業、飲食業、製造業等



### 【雇用維持・社会貢献されたい場合】

- ・一時帰休され、副業を許可している場合は、従業員の皆様への周知をお願いいたします。  
(休業手当を支払った従業員が副業で収入を得た場合も、休業手当に係る雇用調整金は受給可能です)
- ・企業同士で出向契約を結んだ場合も、雇用調整助成金の支給対象となる場合があります。

### 【人材が不足している場合】

- ・求人情報を、サイトの入力フォームから登録ください。

【共通】雇用にあたっては、新型コロナウイルス感染予防に十分にご配慮願います。

### 【お問合せ先】

北海道経済部労働政策局産業人材課  
TEL : 011-251-3896

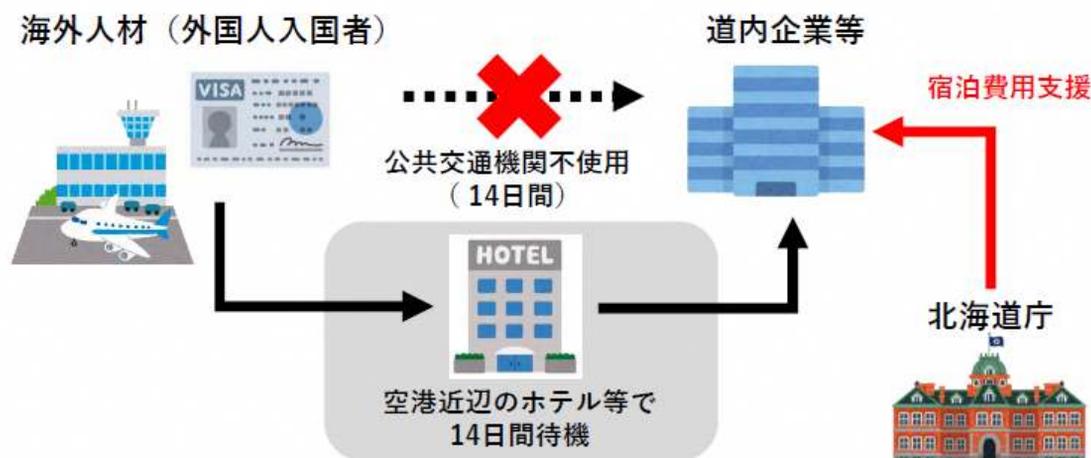
# 北海道海外人材待機費用緊急補助金 (海外人材確保緊急支援モデル事業)

道内企業が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策（14日間の公共交通機関不使用）に対応するための費用を緊急的に支援する。

R2.10.14版

## 北海道海外人材待機費用緊急補助金

道では、道内企業が、海外から外国人技能実習生等を受け入れる際、国による新型コロナウイルス感染症に関する水際対策（14日間の公共交通機関不使用）に対応するための宿泊費用を緊急的に支援します。



### 補助対象者

#### 道内企業等

道内に所在する事業所において、海外人材（R3.4.1以降入国した右記の就労可能な在留資格を持つ外国人）を雇用する法人又は個人

#### 【対象在留資格】

- ①技能実習
- ②特定技能
- ③経営・管理、医療、研究、技術・人文知識・国際業務、介護、技能、特定活動（インターンシップ、EPA等）の内、「特定技能14業種」で就労するもの

### 補助対象経費・補助率・補助額

水際対策対応のために道内企業等が負担した宿泊費（実費）

10/10  
以内

1人1万円／泊（上限）  
×15泊（上限）

### 申請に必要な書類等

- (1) 在留資格及び入国日を証する書類
- (2) 道内に所在する事業所で雇用した海外人材であることを証する書類
- (3) 補助対象経費の領収書（利用者、利用日、1人1日あたり要した費用がわかるもの）
- (4) 振込先口座の通帳の写し

現在申請受付中

#### 【お問合せ先】

キャリアバンク株式会社 海外事業部

TEL：011-251-5803 email：gtk-info@career-bank.co.jp

※詳細はHPをご覧ください。



# 北海道異業種チャレンジ奨励金 (異業種チャレンジ奨励事業)

新型コロナウイルス感染症の影響による離職者が、北海道内の人手不足が深刻な対象業種に異業種から就職した場合、離職者及び企業に支援金を支給することにより早期の就職を促進するとともに、道内企業の人材確保を支援する。

今こそ  
ジョブチャレ  
北海道  
北海道で異業種にチャレンジ

異業種からの就職で  
奨励金 **30万円**

転居費用も上限  
**20万円** まで支給

## 主な支給要件

北海道内の事業所に、令和3年3月1日から令和3年11月30日までに、下記の対象職種の業務に主に従事する正社員等として雇用され、雇用日から1ヶ月以内に予備審査依頼を提出し、3ヶ月以上勤務した者。

## 対象となる職種

- 農林漁業の職業 ●建設・採掘の職業
- 建築・土木・測量技術者 ●医療技術者
- 社会福祉の専門的職業 ●介護サービスの職業
- 保健医療サービスの職業
- 金属材料製造、金属加工、金属溶接・溶断の職業
- 機械整備・修理の職業 ●自動車運転の職業
- 調理人 ●警備員 ●水産物加工工 ●建設機械運転工

※対象は「職種」ですので、建設会社や介護施設への就職であっても、事務の職種に主に従事する場合は対象外です。

## 予備審査依頼受付期間

**令和3年4月1日⇒令和3年12月30日**

※ただし、雇用から1ヶ月以内(消印有効)  
※令和3年11月30日までに正社員等として雇用される必要があります。

### (予備審査依頼 提出期限例)

4月1日雇用→5月1日消印有効

5月31日雇用→6月30日消印有効

※「正社員等」とは、期間の定めのない労働契約又は1年以上の労働契約により雇用され、かつ、一週間の所定労働時間が、同一の事業主に雇用される同種の業務に従事する通常の労働者の一週間の所定労働時間と同じである労働者のこと。  
※試用期間がある場合、試用期間も含めて1年以上の労働契約であること。1年未満の試用期間のみの労働契約は対象外。

## ① 求職者への奨励金 (様式1)

- コロナ禍により離職し、違う職種から対象職種へ就職した方を対象に、**30万円**を支給します(申請は1回限り)。
- 求職者が転居を要した場合は、**20万円**を上限として転居費用の実費を支給します。

## ② 企業への受入奨励金 (様式2)

- 上記の方を雇用した企業等に対し、雇用1名につき**30万円**を支給します。  
(新卒の方は対象外)

## 主な要件 ①、②共通

- ・正社員等として雇用され3ヶ月以上勤務
- ・就職前1年間、同職種に従事していない

お問い合わせ先 **今こそジョブチャレ北海道事務局コールセンター**

受付時間:月~金(10:30~19:00)、土(10:00~17:00)

**TEL:050-3629-4176**

※日曜・祝日・年末年始や上記時間外はメールで受付し、後日回答致します  
E-mail:challenge\_contact@cc-hokkaido.jp

**現在申請受付中**

### 【お問合せ先】

今こそジョブチャレ北海道事務局

TEL:050-2369-4176 email:challenge\_contact@cc-hokkaido.jp

※詳細はHPをご覧ください。



# 道税の申告期限の延長・納税の猶予等

- 道税を一時に納税できない場合については、納税の猶予が適用される場合があります。
- 法人道民税・事業税をはじめ道税の申告・申請・請求等について、期限までに申告等することが困難な状況となり、提出が遅れるやむを得ない理由がある場合は、その期限が延長される場合があります。

## 猶予の要件

### ■徴収猶予の特例（地方税法附則第59条）

新型コロナウイルス感染症の影響による事業収入の減少等の事実がある場合において、次のすべての要件に該当するときは、申請により、1年以内の期間に限り、徴収の猶予が認められることがあります。

- ① 令和2年（2020年）2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること
- ② 道税の全部又は一部を一時に納税することが困難であること
- ③ 徴収猶予の特例を受けようとする道税の納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）が、令和3年（2021年）2月1日までであること

※ 「事業等に係る収入」には、法人の収入（売上高）のほか、個人の方の経常的な収入（事業の売上、給与収入、不動産賃料収入等）が含まれます。ただし、個人の方の「一時所得」などについては、通常、新型コロナウイルスの影響により減少するものではないと考えられますので、「事業等に係る収入」には含まれません。

## 申請の手続

徴収猶予の特例を受けようとするときは、次の書類を総合振興局等に提出してください。

- ① 「徴収猶予申請書」
- ② 「財産目録」及び「収支の明細書」  
ただし、猶予を受けようとする金額が100万円以下である場合は、「財産目録」及び「収支の明細書」に代えて「財産収支状況書」を提出してください。
- ③ 事業収入の減少等の事実を証する書類  
売上帳、現金出納帳、給与明細、預金通帳のコピーなど

※ 担保の提供は不要です。  
※ 書類の滅失、病気等による入院などで添付すべき書類を提出することが困難であるときは、総合振興局等にお問い合わせください。

- 申請書や記載例などは [道税 コロナ猶予](#) からダウンロードできます。

## 申請の期限

**徴収猶予の特例を受けようとする道税の納期限までに申請（納期限が延長された場合は延長後の期限まで）してください。**

令和2年4月30日に創設された「新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例」は、申請期限である令和3年2月1日をもって終了いたしました。

ただし、令和3年2月1日までに納期限が到来する道税で、その納期限までに申請書を提出できなかったことについて、やむを得ない理由があると認められるときは、納期限後でも申請を受け付けていますので、最寄りの総合振興局、振興局、道税事務所へご相談ください。

詳細は道税  
ホームページまで



詳細につきましては、お近くの総合振興局、振興局または道税事務所までお問い合わせください。

経営・金融、雇用関連など各種相談窓口

区分	相談窓口	窓口時間	連絡先
<p><b>経営・金融 特別相談室</b></p> <p>以下QRコード からもご確認 いただけます</p> 	北海道経済部中小企業課	平日：8:45～17:30	電話：011-204-5346
	空知総合振興局商工労働観光課		電話：0126-20-0061
	石狩振興局商工労働観光課		電話：011-204-5827
	後志総合振興局商工労働観光課		電話：0136-23-1362
	後志総合振興局小樽商工労働事務所		電話：0134-22-5525
	胆振総合振興局商工労働観光課		電話：0143-24-9589
	日高振興局商工労働観光課		電話：0146-22-9281
	渡島総合振興局商工労働観光課		電話：0138-47-9459
	檜山振興局商工労働観光課		電話：0139-52-6641
	上川総合振興局商工労働観光課		電話：0166-46-5940
	留萌振興局商工労働観光課		電話：0164-42-8440
	宗谷総合振興局商工労働観光課		電話：0162-33-2925
	オホーツク総合振興局商工労働観光課		電話：0152-41-0636
	十勝総合振興局商工労働観光課		電話：0155-27-8537
釧路総合振興局商工労働観光課	電話：0154-43-9182		
根室振興局商工労働観光課	電話：0153-24-5619		
資金繰りの相談	北海道信用保証協会	平日：9:00～17:00 休日：〃	電話：0120-279-540
経営面の相談	(公財)北海道中小企業総合支援センター	平日：9:00～17:30 休日：9:00～12:00 13:00～17:00	電話：011-232-2001
	北海道よろず支援拠点		電話：011-232-2407
雇用関連の相談	労働相談ホットライン	平日：17:00～20:00 土曜：13:00～16:00	電話：0120-81-6105
海外との取引等 についての各種 相談	日本貿易振興機構北海道貿易情報セン ター（ジェトロ北海道）	平日：9:00～17:00	電話：011-261-7434

※国・関係団体の経営相談窓口については下記QRコードをご参照ください

【平日のご相談】

【休日のご相談】



# テレワークの導入など働き方改革の専門相談窓口

テレワークの導入や働き方改革に関する地域の中小企業等の相談対応の強化を図るため、本庁及び各（総合）振興局に相談窓口を設置し、国と連携した**専門家**による相談・助言等を行います。

## 制度の内容等

（相談事例）

- ・働き方改革関連法への対応
- ・各種助成金の申請支援
- ・テレワーク導入時の労務管理
- など

（対応）

- ・道職員による相談（常設）
- ・専門家による巡回相談（月1回程度）
- ・専門家による個社支援（相談内容に応じ随時）

（費用）

- ・いずれの相談もすべて無料でご利用いただけます

## <連絡先及び4月の専門家巡回相談日>

設置場所	住 所	連絡先	4月の巡回相談(日時・会場)
空知総合振興局 商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061	26日(月) 10時~16時 5階第2会議室
石狩振興局商工 労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	011-204-5827	27日(火) 10時~16時 道庁別館5階中会議室
後志総合振興局 商工労働観光課	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362	21日(水) 10時~16時 2号会議室
小樽商工労働 事務所	小樽市富岡1丁目14-13	0134-22-5525	21日(水) 10時~16時 小樽商工労働事務所相談室
胆振総合振興局 商工労働観光課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588	28日(水) 10時~16時 産業振興部打合せ室
日高振興局 商工労働観光課	浦河町栄丘東通56	0146-22-9281	22日(木) 10時~16時 301号会議室
渡島総合振興局 商工労働観光課	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9457	28日(水) 10時~16時 402会議室
檜山振興局 商工労働観光課	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643	27日(火) 10時~16時 201会議室
上川総合振興局 商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5938	27日(火) 10時~16時 203号会議室
留萌振興局 商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8440	22日(木) 10時~16時 102会議室
宗谷総合振興局 商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528	26日(月) 10時~16時 2階3号会議室
林-乃総合振興局 商工労働観光課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0635	26日(月) 10時~16時 4階3号会議室
十勝総合振興局 商工労働観光課	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9048	21日(水) 10時~16時 3階研修室
釧路総合振興局 商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183	27日(火) 10時~16時 2階会議室
根室振興局 商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6829	27日(火) 10時~16時 中会議室
雇用労政課 働き方改革推進室	札幌市中央区北3条西6丁目 道庁9階	011-204-5354	27日(火) 10時~16時 道庁別館5階中会議室

# 国の助成金に関する申請サポート窓口

本庁・振興局に設置した窓口において、国の支援策である「雇用調整助成金」の申請にあたって必要となる書類や基本的な疑問等に対し、道の職員がアドバイスを行うことで、事業者の皆様がスムーズに申請できるようお手伝いします。

<b>雇用調整助成金</b>	休業手当等の一部（又は全部）を助成。 助成率：中小企業 4/5（最大10/10）、 大企業 2/3（最大3/4）	北海道労働局（札幌圏）及び各ハローワーク 又は 学校等休業助成金・支援金、雇用調整助成金 コールセンター：0120-60-3999
----------------	--	--

設置場所	住 所	雇用調整助成金 申請サポート窓口
本庁 (主に札幌圏の方向け)	札幌市中央区北3条西6丁目	【雇用労政課】 011-204-5353 011-204-5354
空知総合振興局商工労働観光課	岩見沢市8条西5丁目	0126-20-0061
石狩振興局商工労働観光課	札幌市中央区北3条西7丁目 道庁別館	11-204-5827
後志総合振興局商工労働観光課	倶知安町北1条東2丁目	0136-23-1362
小樽商工労働事務所	小樽市富岡 1 丁目14-13	0134-22-5525
胆振総合振興局商工労働観光課	室蘭市海岸町1丁目4番1号 むろらん広域センタービル	0143-24-9588
日高振興局商工労働観光課	浦河町栄丘東通56	0146-22-9281
渡島総合振興局商工労働観光課	函館市美原4丁目6-16	0138-47-9457
檜山振興局商工労働観光課	江差町字陣屋町336-3	0139-52-6643
上川総合振興局商工労働観光課	旭川市永山6条19丁目	0166-46-5938
留萌振興局商工労働観光課	留萌市住之江町2丁目1番地2	0164-42-8440
宗谷総合振興局商工労働観光課	稚内市末広4丁目2-27	0162-33-2528
林-ツ総合振興局商工労働観光課	網走市北7条西3丁目	0152-41-0635
十勝総合振興局商工労働観光課	帯広市東3条南3丁目	0155-26-9048
釧路総合振興局商工労働観光課	釧路市浦見2丁目2番54号	0154-43-9183
根室振興局商工労働観光課	根室市常盤町3丁目28番地	0153-23-6829

※ 3密を回避するため、面談による相談を希望される場合は事前に道の担当者と時間調整をお願いします。  
※ 事業所等の所在地を管轄する振興局の連絡先が繋がらない場合は、本庁及び他の振興局での電話相談も可能です。

- 開設時間：朝8時45分～夜17時00分（月～金※祝日除く）
- 注意事項
  - 当該窓口は、助成金の申請に向けた事前のアドバイスを行うものであり、申請を代行するものではありません。
  - 支給の可否や支給額といった国の判断が必要となるものなど、明確にお答えすることができない事項もありますので、ご了承ください。

# 新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口

道では、新型コロナウイルス感染症による影響を受けた中小企業者等の経営及び金融の相談に対応するため、お問い合わせ内容に応じ、関係団体とも連携の上、各種相談窓口を開設しています。また、どこに相談すれば分からない方のため、ワンストップで受け付ける相談窓口も開設しています。ご困りごとがありましたら、お気軽にご相談ください。

One  
Stop!

## 新型コロナウイルス感染症対策支援総合相談窓口

～経営相談をワンストップで受け付けます～

- ☑制度や助成金がありすぎてよく分からない。
- ☑どこに連絡すればよいか分からない。
- ☑連絡したが、ここじゃないと言われた。

**そのお悩み、道庁でお受けします！**  
中小・小規模企業の皆様に、担当部署や連絡先をご案内します。（簡単なご説明であれば、道の担当者がすぐにご説明します）

経営・金融相談	雇用・労働相談	事業再構築補助金	雇用調整助成金	販路拡大	その他
経営や資金繰りなど各種ご相談	従業員の休業に関することなど各種ご相談	必要書類は？ 申請方法は？ 補助金額は？	休業計画とは？ 申請方法は？ 給付額は？	その他に活用できる補助金は？	まずはご相談下さい。

### 注意事項

極力ワンストップで対応できるように心掛けますが、国、商工団体、産業支援機関の制度に関しては対応できない場合もございます。その場合には、担当部署の連絡先をお伝えします。

### お問い合わせは最寄りの本庁・（総合）振興局へ！

お住まいの地域	連絡先	設置場所
石狩管内にお住まいの方	011-204-5827	石狩振興局商工労働観光課
空知管内にお住まいの方	0126-20-0061	空知総合振興局商工労働観光課
後志管内にお住まいの方	0136-23-1362	後志総合振興局商工労働観光課
胆振管内にお住まいの方	0143-24-9589	胆振総合振興局商工労働観光課
日高管内にお住まいの方	0146-22-9281	日高振興局商工労働観光課
渡島管内にお住まいの方	0138-47-9459	渡島総合振興局商工労働観光課
檜山管内にお住まいの方	0139-52-6641	檜山振興局商工労働観光課
上川管内にお住まいの方	0166-46-5940	上川総合振興局商工労働観光課
留萌管内にお住まいの方	0164-42-8440	留萌振興局商工労働観光課
宗谷管内にお住まいの方	0162-33-2528	宗谷総合振興局商工労働観光課
杬ノツ管内にお住まいの方	0152-41-0636	杬ノツ総合振興局商工労働観光課
十勝管内にお住まいの方	0155-27-8537	十勝総合振興局商工労働観光課
釧路管内にお住まいの方	0154-43-9181	釧路総合振興局商工労働観光課
根室管内にお住まいの方	0153-24-5619	根室振興局商工労働観光課

※上記のほか、011-204-5331（経済部中小企業課）でもご相談を受け付けています。

### 注意事項

- 当窓口ではご相談者が希望する場合、各種給付金や助成金の申請サポートを行います。あくまでも補助であり、給付金の受取を約束するものではありません。
- 給付金の支給の可否や支給額など、明確にお答えすることができない事項もございますので、ご了承ください。
- 新型コロナウイルス感染症予防の為、面談による相談を希望される場合は事前に上記の連絡先まで事前予約をお願いします。また、ご来庁の際にはマスクの着用をお願いします。

- 受付日時：月～金（土日祝除く）朝8時45分～夜17時00分
- URL：<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/onestop.html>